

# 松江市版 学校における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン (2023. 5. 8～)

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日付で法律上の5類感染症に移行されました。今後は、従来の感染症対策を一律に講じるのではなく、感染状況が落ち着いている平時においては健康観察や換気、手洗いといった日常的な対応を継続することが基本となります。その上で、感染症流行時には、一時的に活動場面に応じた対策を講じることになります。

そこで本市においては、これまでの「松江市版新型コロナウイルス感染症に対応した健康管理に関するガイドライン」を廃止し、新たに本ガイドライン「松江市版・学校における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン(2023.5.8～)」を作成しました。

本ガイドラインは、文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2023.5.8～)」に基づき、学校において特に留意していただきたい点をまとめたものです。各校におかれては、児童生徒等が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、引き続きの取組をよろしくをお願いします。

## **I 平時から求められる感染症対策**

### **1. 児童生徒の健康観察**

- 健康観察を通じて、児童生徒の健康状態の異変やその兆候等を把握する。
- 家庭との連携により、児童生徒の健康状態を把握する。ただし、児童生徒の体温を毎日チェックさせ、学校に提出させるといった取組は不要である。
- 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、自宅で休養するよう周知・呼び掛けを行う。
- 症状が見られる場合には、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導する。また、受診を勧め、受診状況を保護者から聴き取り、状況に応じた対応をする。その際、本人や保護者の意向に基づかず、自己検査を求めることのないようにする。

### **2. 換気の確保**

- 換気は、気候上可能な限り、常時2方向の窓を同時に開けて行う。
- 常時換気が難しい場合は、こまめに数分間程度、窓を全開にする。

### **3. 手洗い等の手指衛生の指導**

- 登校時や外から教室等に入る時、トイレの後、給食の前後など、流水と石けんでのこまめな手洗いを指導する。
- 手指用の消毒液は、流水での手洗いができない際に、補助的に用いられるものであるため、基本的には手洗いの指導をする。

### **4. マスクの取扱い**

- 学校教育活動においては、児童生徒・教職員に対して、マスクの着用を求めないことを基本とする。
- 基礎疾患があるなどの事情により、感染への不安からマスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることから、マスクの着脱を強いることがないよう配慮する。
- マスク着用の有無による差別や偏見等が生じないように適切な指導を行う。

### **5. 清掃**

- 清掃により清潔な空間を保ち、清掃後の手洗いを徹底する。清掃活動とは別に日常的な消毒作業を行うことは不要である。

## Ⅱ 感染流行時における感染症対策

### 1. マスクの取扱い

○教職員がマスクを着用する又は児童生徒に着用を促すことが考えられるが、そういった場合においても、マスクの着用を強いることがないようにする。

### 2. 身体的距離の確保

○児童生徒の間隔に一律にこだわるのではなく、換気を組み合わせるなど、現場の状況に応じて柔軟に対応する。

### 3. 具体的な活動場面ごとの感染症対策

○以下に示すような各教科等における「感染リスクが比較的高い学習活動」、儀式的行事等の学校行事、部活動、給食等の食事をする場面などの実施に当たっては、活動の場面に応じて、一時的に

- ・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
  - ・児童生徒の間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること
- 等の対策を講じることが考えられる。

「感染リスクが比較的高い学習活動」

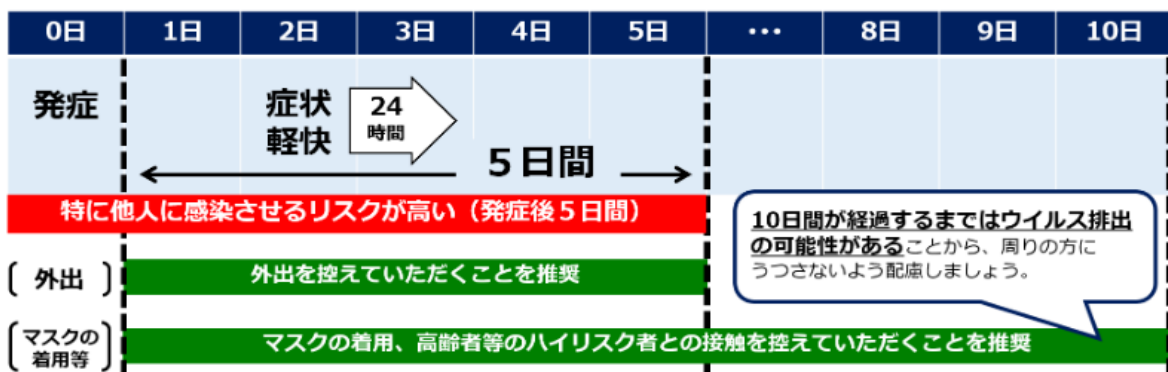
- |   |            |
|---|------------|
| ・「児童生徒が対面形式となるグループワーク等」<br>「一斉に大きな声で話す活動」 | 【各教科等共通】   |
| ・「児童生徒がグループで行う実験や観察」                      | 【理科】       |
| ・「児童生徒が行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏」           | 【音楽】       |
| ・「児童生徒が行う共同制作等の表現や鑑賞の活動」                  | 【図画工作、美術】  |
| ・「児童生徒がグループで行う調理実習」                       | 【家庭、技術・家庭】 |
| ・「組み合ったり接触したりする運動」                        | 【体育、保健体育】  |

### Ⅲ 感染状況に応じて機動的に講ずべき措置

#### 1. 出席停止の取扱い

- 児童生徒の感染が判明した場合には、出席停止の措置を講じる。
- 感染している疑いがある場合や、感染するおそれのある場合にも、校長の判断により出席停止の措置を講じることができる。
- 感染者であった児童生徒の登校に当たっては、学校に陰性証明等を提出する必要はない。
- 詳細については、「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」（令和5年4月28日付け文部科学省初等中等教育局長通知）を参照する。
- 療養の目安は、次のとおりとする。（島根県 HP より引用）

＜療養の目安＞ 発症後5日間経過かつ症状軽快後24時間経過（無症状の場合は、検体採取日を0日とします。）



#### 2. 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合の対応

- 合理的な理由があると校長が判断する場合には、出席停止扱いとすることも可能である。その際は、児童生徒の学びが保障されるよう配慮する。
- 指導要録には「出席停止・忌引き等の日数」の欄に記入する。

#### 3. 臨時休業の判断

- 校長は、学校内で感染の広がっている可能性が考えられる場合には、学校医の助言等を踏まえて、松江市教育委員会（副教育長）と協議の上、臨時休業等の判断を決定する。
- このほか、臨時休業の判断等に当たっての考え方の詳細は、「学校で児童生徒や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（文科省・令和5年5月改訂版）」を参照する。
- 臨時休業を行う際は、学校教育課保健体育係への報告に加えて、「学校等欠席者・感染症情報システム」に入力する。

## **IV 感染症対策に当たって配慮すべき事項**

### **1. 児童生徒及び教職員の心身の健康状態の把握、心のケア等**

- 児童生徒の心身の状況を的確に把握するとともに、必要な支援等については関係機関と連携し、組織的に対応する。
- 教職員の精神面の負担も鑑み、教職員のメンタルヘルスにも十分配慮する。

### **2. 医療的ケアを必要とする児童生徒や基礎疾患等がある児童生徒への対応**

- 医療的ケア児や基礎疾患児については、必要に応じて、主治医の見解を保護者に確認の上、登校の判断をする。

## **V その他**

### **1. 社会一般においてマスクの着用が推奨される場面**

- 混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合等には、マスクの着用を推奨する。ただし、マスクの着脱を強いるものではないことに配慮する。

### **2. 健康診断**

- 児童生徒が健康診断を受検する際にはマスクを着用するようにする。このほか、定期健康診断・就学時健康診断における感染症対策については、令和5年4月13日付け学教第96号通知による。ただし、健康上の理由からマスクを着用できない児童生徒がいる場合は、学校医と相談の上、対応を決定する。

### **3. 差別や偏見を生まないための指導**

- 教職員は、新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見は決して許されないことの指導を徹底し、児童生徒、保護者、教職員等にとって安心できる学校環境づくりに努める。
- ワクチン接種は、強制ではなく本人や保護者の判断が尊重されること、また、身体的な理由等により接種ができない人や接種を望まない人もいることを踏まえ、接種を受ける又は受けないことによる差別やいじめ等の防止に取り組む。

## 【資料】

### ○資料 1

「令和 5 年 5 月 8 日以降の学校における感染症対策について」

(令和 5 年 4 月 2 8 日付け 学教第 1 6 8 号通知)

### ○資料 2

「令和 5 年度定期健康診断・就学時健康診断における感染症対策について」

(令和 5 年 4 月 1 3 日付け 学教第 9 6 号通知)

### ○資料 3

「新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症への移行後の学校における対応について」

(令和 5 年 5 月 8 日付け 学教第 2 1 2 号通知)

### ○資料 4

「5 類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について」

(令和 5 年 4 月 2 8 日付け 5 文科初第 3 4 7 号通知)

### ○資料 5

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2023.5.8~)」

(文部科学省)

### ○資料 6

「学校で児童生徒や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン (文科省・令和 5 年 5 月改訂版)」

### ○資料 7

「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について」

(令和 5 年 4 月 2 8 日付け 5 文科初第 3 4 5 号通知)